

白百合女子大学における公的研究費等の適正な管理運営に関する行動規範

2016年3月8日

最高管理責任者

(白百合女子大学学長)

この行動規範は、本学における公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員について行動の指針を明らかにするものである。

1. 本学における公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員は、その配分機関および本学が定める各種規程や使用ルール、その他関係する法令や通知等を順守し、常に説明責任を果たすものとして行動する。
2. 本学における公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員は、公的研究費等が国民の税金を原資としていることを認識し、社会の信頼に応えるため、適正な管理運営を行わなければならない。
3. 本学における公的研究費等の管理運営に関わる全ての構成員は、公的研究費等の不正が、本学の教育研究活動について国民の不信等を招き社会的信用を失墜させるなどの深刻な影響を与える結果となることを自覚し、不正を行わず、不正に加担せず、不正を黙認せず、また不正を未然に防止するための管理運営・監査体制を整備し、不断に不正発生の要因除去に努め、別に定める公的研究費等の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動する。